

人事行政の運営等の状況について

江別市職員の給与・定員管理等について

- ⊕ 1 総括 ━━━━━━━━ • p. 1
- ⊕ 2 職員の給与の状況 ━━━━━━━━ • p. 2
- ⊕ 3 職員の手当の状況(特別職を除く) ━━━━━━━━ • p. 5
- ⊕ 4 特別職の報酬等の状況 ━━━━━━━━ • p. 8
- ⊕ 5 職員の任免及び職員数の状況 ━━━━━━━━ • p. 9
- ⊕ 6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ━━━━━━━━ • p. 11
- ⊕ 7 職員の分限及び懲戒処分の状況 ━━━━━━━━ • p. 12
- ⊕ 8 職員の服務の状況 ━━━━━━━━ • p. 13
- ⊕ 9 職員の退職管理の状況 ━━━━━━━━ • p. 13
- ⊕ 10 職員の研修の実施状況 ━━━━━━━━ • p. 13
- ⊕ 11 職員の人事評価の実施状況 ━━━━━━━━ • p. 14
- ⊕ 12 職員の福祉及び利益の保護の状況 ━━━━━━━━ • p. 14
- ⊕ 13 公営企業職員の状況 ━━━━━━━━ • p. 15
- ◆水道・下水道事業会計
- ◆病院事業会計
- ⊕ 14 公平委員会の業務の状況 ━━━━━━━━ • p. 20

令和7年12月

江別市総務部職員課

江別市職員の給与・定員管理等について

江別市は、毎年度、条例※に基づき市の給与等の状況についてお知らせしています。

※ 江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）

1 総括

（1）人件費の状況

市長、副市長などの特別職の給料や市議会議員の報酬、一般職員の給料・手当のほかに、共済費（民間企業の社会保険料の事業主負担分に相当するもの）を含む費用の合計は、次のとおりです。

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
118,055	56,219,272	1,382,072	7,403,077	13.2	12.6

注) 1 令和6年度一般会計決算値

注) 2 一般会計とは、市の全ての歳出から ①公営企業会計 ②国民健康保険特別会計 ③介護保険特別会計④後期高齢者医療特別会計 を除いたもの。

（2）職員給与費の状況

人件費のうち、職員に毎月支給される給料に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの各種手当と民間の賞与にあたる期末・勤勉手当を合わせた職員給与費は、次のとおりです。

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 758	千円 2,850,642	千円 649,557	千円 1,170,181	千円 4,670,380	千円 6,161

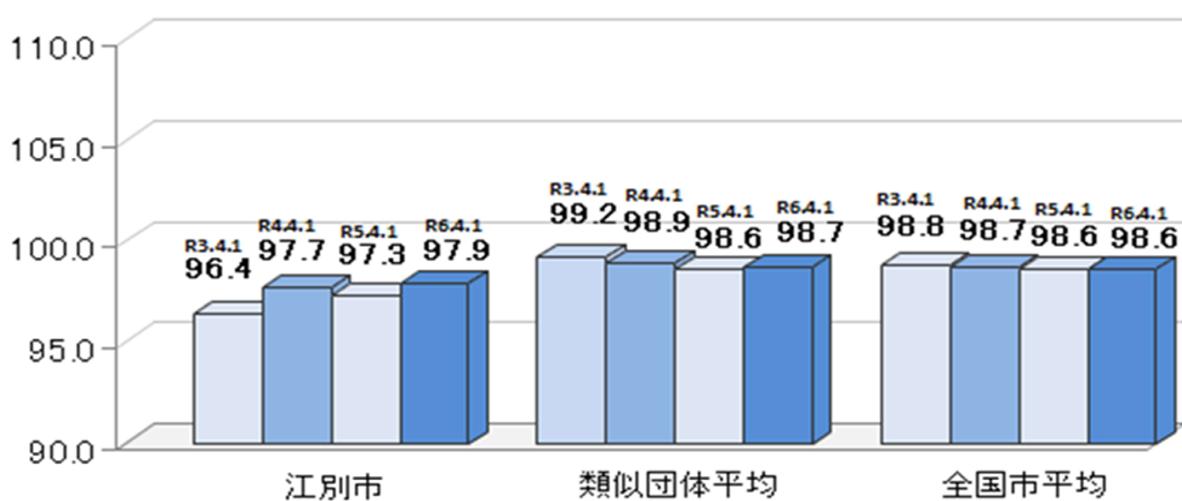
注) 1 令和6年度一般会計決算値（一般職）

注) 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

注) 3 退職手当を除く。

注) 4 職員給与費には、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（3）ラスパイレス指数の状況



- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給与表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。1級全号俸及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の高位号俸は、最大約4%引下げ。

新たな給料月額が平成27年3月31日に受けている給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準、江別市ともに0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

（5）特記事項

なし

2 職員の給与の状況（令和7年4月1日現在）

（1）平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江別市（一般行政職）	41歳 6月	329,176円	413,192円
			365,108円
国	41歳 9月	332,237円	414,480円

注) 1 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均

注) 2 「平均給与月額」の上段は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの（地方公務員給与実態調査結果による）

同下段は、国家公務員と同じベースで比較するために、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いて再計算したもの

(2) 職員の初任給の状況

職種・学歴区分		江別市		国	
		初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
一般行政職	大学卒	220,000円	228,900円	(総合職大卒) 230,000円 (一般職大卒) 220,000円	240,500円 228,900円
	高校卒	188,000円	199,400円	(一般職高卒) 188,000円	199,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

職種・学歴区分		経験10年以上 15年未満	経験15年以上 20年未満	経験20年以上 25年未満	経験25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	289,152円	328,894円	362,790円	403,583円
	短大卒	267,350円	306,700円	311,400円	349,200円
	高校卒	254,850円	—	—	348,900円

注) 民間企業等の経験がある場合は、換算した期間を経験年数に含める。

(4) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

職員の給料は、給料表によって定められています。給料表は、職務の種類に応じて行政職、医療職、現業職に区分され、そのうち、行政職給料表の適用を受ける職員が最も多くなっています。また、それぞれの給料表には、職務の内容と責任度合いに応じた「級」と「号俸」(給料月額)が定められています。

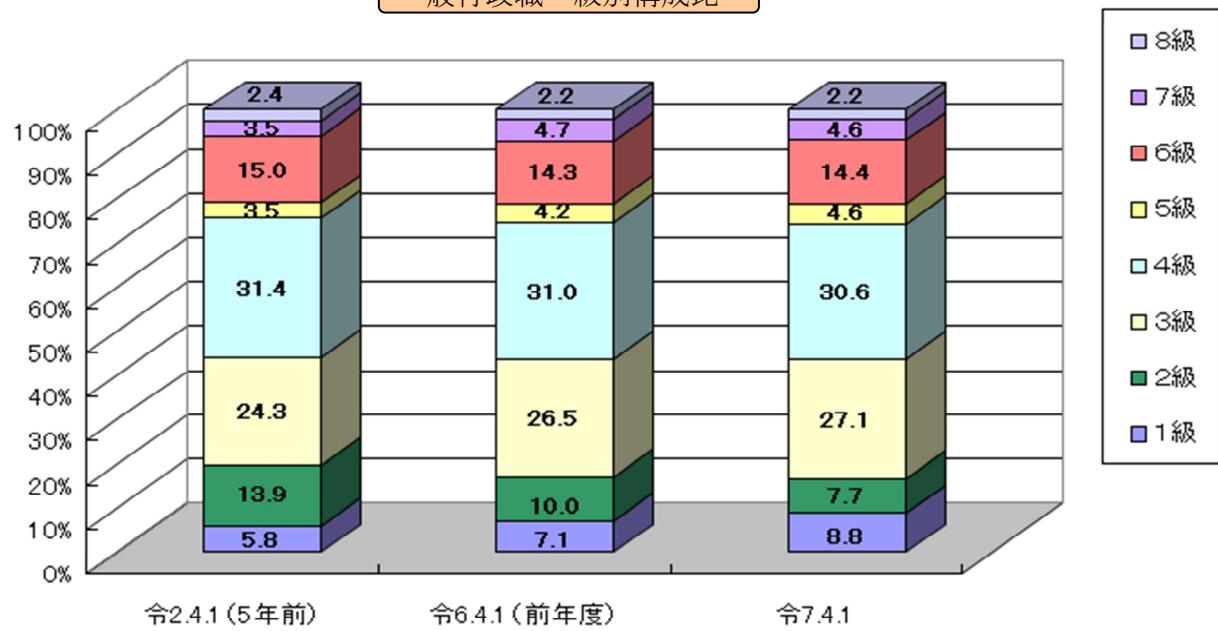
級	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員	40人	8.8%	183,500円	258,100円
2級	係員	35人	7.7%	230,000円	308,500円
3級	主任	124人	27.1%	265,300円	354,700円
4級	係長・主査・主任	140人	30.6%	298,800円	386,100円
5級	主幹	21人	4.6%	321,300円	398,200円
6級	課長・参事	66人	14.4%	355,200円	415,700円
7級	次長・室長	21人	4.6%	408,300円	450,900円
8級	部長	10人	2.2%	458,300円	488,500円

注) 1 江別市職員の給与に関する条例に基づく、給料表の級区分による職員数

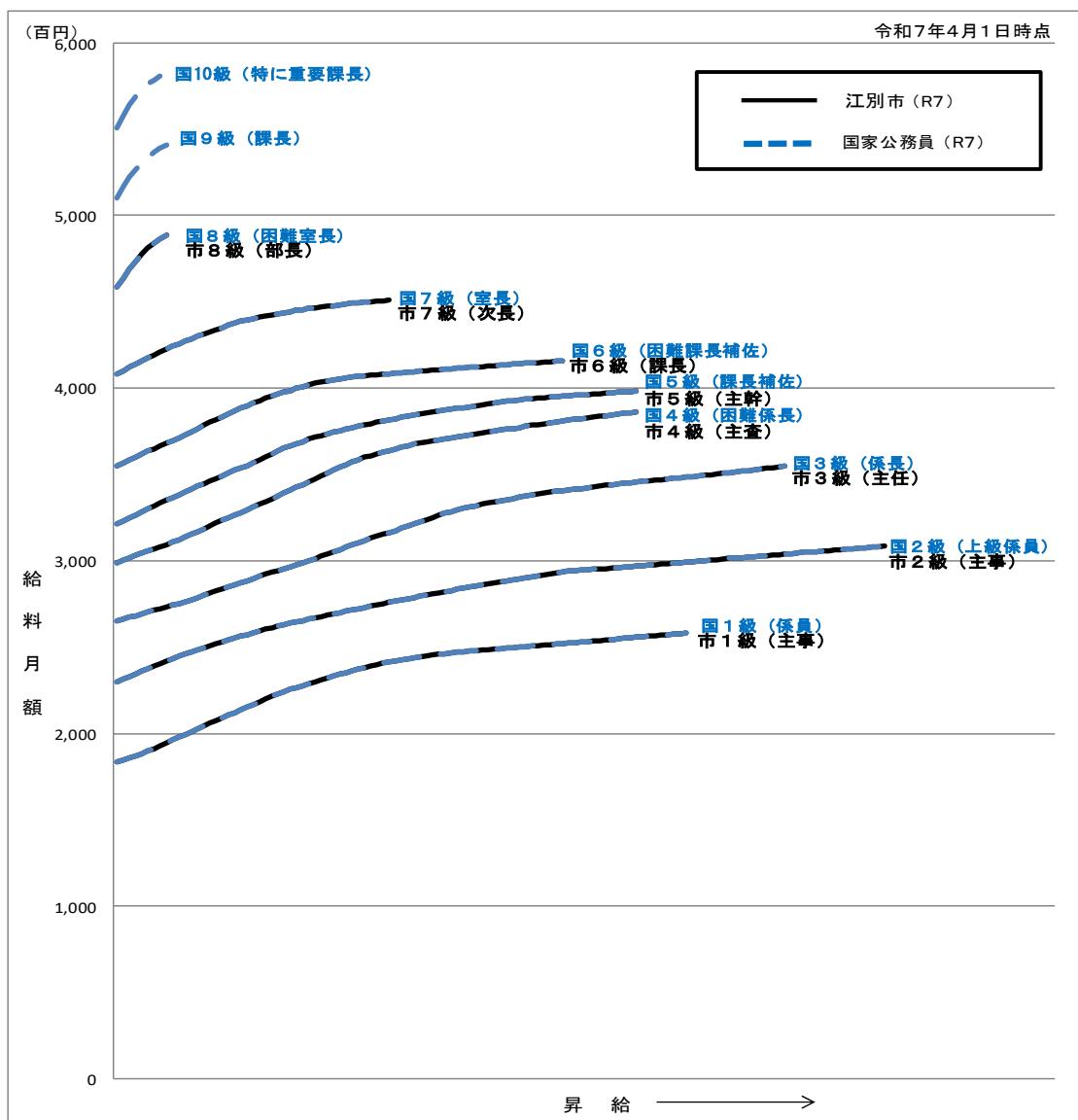
注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

注) 3 職員数は、行政職給料表適用者のうち、一般行政職に区分された人数（地方公務員給与実態調査結果による）

一般行政職・級別構成比



(5) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(6) 昇給への人事評価の活用状況（江別市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	
上位、標準の区分		○
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

3 職員の手当の状況（特別職除く）

(1) 期末手当・勤勉手当の状況

区分		江別市		国	
支給月		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
決算額（令和6年度）		644,957千円	525,224千円	—	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		865,713円	714,590円	—	
支給割合 (令和6年度)	6月	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	同左	
	12月	1.275月分 (0.7125月分)	1.075月分 (0.5125月分)		
	計	2.5月分 (1.4月分)	2.1月分 (1月分)		
役職加算措置		5～15%		5～20%	
管理職加算措置		該当ありません。		10～25%	

注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（江別市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

（2）退職手当の支給割合

退職手当は、江別市が加入している北海道市町村職員退職手当組合から、退職時の給料月額に勤続年数、退職事由に応じて定められている支給割合を乗じて支給されます。

（令和7年4月1日現在）

区分	江別市		国	
	勤続年数	自己都合	早期・定年	自己都合
20年	19.6695月分	24.586875月分	同左	
25年	28.0395月分	33.27075月分		
35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	なし	定年前早期退職特例 (3~45%の加算)		

（3）地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する手当で、札幌市内で勤務する職員に対し支給しています。

（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	522千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	130,277円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3%	3人	3%

(4) 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。 (令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	11,936千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	91,112円
職員全体に占める支給職員の割合 (令和6年度決算)	17.3%
手当の種類（手当数）	18種類
代表的な手当の名称	環境衛生業務手当、防疫業務手当、社会福祉業務手当、用地取得等業務手当ほか

(5) 時間外勤務手当（休日勤務手当を含む。）

正規の勤務時間を超えて勤務した職員※に支給します。

支給実績（令和6年度決算）	246,147千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	381,623円
支給実績（令和5年度決算）	243,704千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	377,251円

※ 令和6年4月対象人数：645人、令和5年4月対象人数：646人

注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者3,000円。 子1人11,500円。15歳から22歳までの子1人につき5,000円加算。 父母等6,500円	同じ	—	88,848千円	248,874円
住居手当	借家などの場合（家賃16,000円を超える職員に限る）は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給。	同じ	—	67,604千円	280,511円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用している職員に運賃の額などに応じて150,000円を限度に支給。ただし、自動車等を使用している職員は、通勤距離数に応じて31,600円を限度に支給。	同じ	—	28,750千円	55,933円
管理職手当	管理監督の職にある職員に支給。 ・部長職 :71,625円/月 ・部次長職 :53,832円/月 ・課長職 :44,891円/月	異なる	俸給の特別調整額として支給(51,900円～117,500円)	67,447千円	576,468円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に支給。 支給額=勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	労働基準法の規定による	8,917千円	87,420円
寒冷地手当	11月から翌年3月まで支給。 ・扶養親族のある世帯主 :26,000円/月 ・扶養親族のない世帯主 :14,500円/月 ・その他 :9,800円/月	同じ	—	69,744千円	96,198円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急その他の公務の運営がある場合において、管理職員が週休日等に災害対応等のため、やむを得ず勤務した場合に支給。 ・部長職 週休日等 8,000円/日 平日 4,000円/日 ・部次長職 週休日等 6,000円/日 平日 3,000円/日 ・課長職 週休日等 4,000円/日 平日 2,000円/日	同じ	—	0千円	0円

4 特別職の報酬等の状況

特別職の給料・報酬は、市内の学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会に諮り、市議会の議決を経て条例で定められています。

(令和7年4月1日現在)

区分		給料		月額等		
給料	市長	893,000円 722,000円 618,000円		類似団体における最高／最低額		
	副市長			1,030,000円／686,000円		
	教育長			880,000円／680,000円		
報酬	議長	456,000円 407,000円 378,000円		760,000円／450,000円		
	副議長			670,000円／400,000円		
	議員			620,000円／377,000円		
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 4.6月分 (6月:2.25、12月:2.35)				
	副市長	(令和6年度支給割合) 4.6月分 (6月:2.25、12月:2.35)				
寒冷地手当	議長	(令和6年度決算) 72,500円				
	副議長	72,500円				
	教育長	72,500円				

退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額*)	(支給時期)
		給料月額×在職年数×5.126	18,310 千円	任期ごと
		給料月額×在職年数×3.234	9,340 千円	任期ごと
	給料月額×在職年数×2.838	5,262 千円	任期ごと	

注) 退職手当は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長・副市長：4年=48月、教育長：3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額

5 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用試験の受験者数及び合格者数の状況（令和6年度）

① 一般行政職

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍率
一般事務職	大学の部	169人	16人	10.6倍
	身体障がい者の部	2人	0人	—
	社会人の部	112人	8人	14.0倍
消防職	大学の部	31人	1人	31.0倍
	短大の部	30人	1人	30.0倍
	高校の部	33人	3人	11.0倍
建築技術職	大学の部	3人	2人	1.5倍
	短大の部	0人	—	—
	高校の部	3人	1人	3.0倍
	有資格者の部	0人	—	—
土木技術職	大学の部	15人	3人	5.0倍
	短大の部	1人	1人	1.0倍
	高校の部	3人	1人	3.0倍
	有資格者の部	9人	1人	9.0倍
電気技術職	大学の部	2人	1人	2.0倍
	短大の部	1人	0人	—
	高校の部	2人	1人	2.0倍
	有資格者の部	4人	2人	2.0倍
保育士	資格の部	16人	5人	3.2倍
保健師	資格の部	10人	1人	10.0倍
管理栄養士	資格の部	27人	2人	13.5倍
合計		473人	50人	

*最終合格者のうち、一般事務職5名（大学の部3名、社会人の部2名）、建築技術職1名（大学の部）、土木技術職3名（大学の部、短大の部、高校の部）、電気技術職1名（高校の部）、消防職1名（高校の部）、保育士1名が辞退

② 医療職 (病院行政職含む)

職種区分	学歴区分	受験者数	最終合格者数	倍率
看護師・助産師	短大・大学	21人	12人	1.8倍
理学療法士	短大・大学	5人	2人	2.5倍
栄養士	短大・大学	3人	2人	1.5倍
薬剤師	短大・大学	2人	1人	2.0倍
社会福祉士	短大・大学	11人	1人	11.0倍
行政職	高校	14人	6人	2.3倍
合計		56人	24人	

(2) 職員の採用及び退職の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

職種	採用	退職			
		定年	早期	その他	合計
一般行政職	30人	10人	4人	18人	32人
技能労務職	0人	2人	1人	1人	4人
医療職*	26人	6人	2人	16人	24人
合計	56人	18人	7人	35人	60人

* 医師(9名)は、面接により選考。

(3) 部門別職員数の状況 (一般職)

(各年4月1日現在)

部門区分		令和7年度	令和6年度	対前年増減数	増減理由
一般会計	議会	8人	8人	0人	
	総務	139人	136人	3人	新庁舎建設部門の体制強化
	税務	42人	42人	0人	
	民生	155人	153人	2人	福祉部門の体制強化
	衛生	62人	63人	-1人	保健センター管理部門の見直し
	労働	2人	2人	0人	
	農林水産	16人	16人	0人	
	商工	16人	15人	1人	企業立地部門の体制強化
	土木	73人	73人	0人	
	計	513人	508人	5人	
公営企業等	教育	91人	92人	-1人	組織体制の見直し
	消防	132人	132人	0人	
	小計	736人	732人	4人	
	病院	353人	342人	11人	医師の勤務環境の充実を図るための組織体制強化
	水道	39人	38人	1人	育児休業取得者の代替職員配置
	下水道	25人	24人	1人	水道整備計画部門の体制強化

	その他	26人	26人	0人	
	小計	443人	430人	13人	
	合計	1,179人 [1,293人]]	1,162人 [1,293人]]	17人	

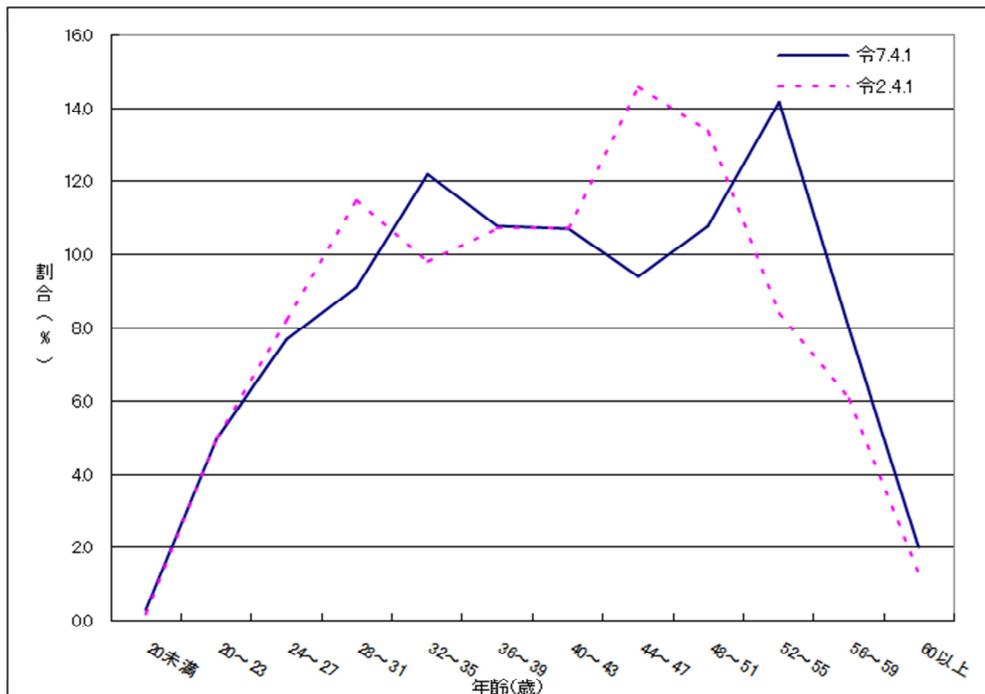
注) 1 職員数は一般職に属する職員数。

注) 2 合計中、〔〕内は、条例による定数。

注) 3 上記のほかフルタイム会計年度任用職員 令和7年：11名、令和6年：5名

(4) 年齢別職員構成の状況（一般職）

(令和7年4月1日現在)



(単位：人)

	20未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60以上	合計
令7.4.1	3	59	91	107	144	127	126	111	127	167	94	23	1,179
令2.4.1	2	57	94	131	112	122	122	167	153	96	69	15	1,140

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

市職員の勤務時間や休暇などは、条例・規則によって定められています。

(1) 勤務時間等 (令和7年4月1日現在)

1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（1日当たり7時間45分）、一般的な勤務時間は、8時45分から17時15分まで（休憩時間12時15分から13時まで）となっています。

1日の勤務時間	週休日等の状況	備考（変則勤務の状況）
7時間45分	週休日として、土曜・日曜日。休日として、 ①国民の祝日にに関する法律に規定する休日、 ②12月29日から翌年の1月3日までの日（ ①に掲げた日を除く）	消防(1当務2日 4週8休) 病院（特殊日勤者、3交代勤務者、救急診療勤務者4週8休）

(2) 休暇取得状況

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇(忌引、結婚、夏季など)などがあります。

(令和6年度)

休暇区分	取得職員数	対象職員に占める 取得割合	取得日数	取得した職員一人当たりの平均 取得日数
年次休暇	613人	97.0%	9,139日	14.9日
病気休暇	308人	48.7%	3,141日	10.2日
特別休暇 (夏季休暇)	596人	94.3%	1,783日	3.0日

注) 病院、水道、下水道事業会計及び消防本部、消防署を除く。

7 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

(1) 職員の分限処分等

分限処分には、免職(職員の身分をその意に反して失わせること)・休職(職を保有したまま職務に従事させないこと)・降任(上位の職から下位の職に降りること)・降給(下位の級または号俸に格付けを変更すること)の4種類があります。

失職は、法令の規定により当然にその職を失うことです。

処分事由(具体的な事由)	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 <地公法第28条第1項第1号>						
心身の故障の場合 <地公法第28条第1項第2号、同条第2項第1号>			20人		20人	
職に必要な適格性を欠く場合 <地公法第28条第1項第3号>		1人			1人	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 <地公法第28条第1項第4号>						
刑事事件に関し起訴された場合 <地公法第28条第2項第2号>						
条例で定める事由による場合 <地公法第27条第2項>						
計		1人	20人		21人	

注) 上記「心身の故障の場合」の20人は実人数で、発令件数は69件。

(2) 職員の懲戒処分等

懲戒処分には、戒告(職員の将来を戒めること)・減給(一定期間だけ給料の一部の支給を停止すること)・停職(職員の職を保有させたまま職員を職務に従事させないこと)・免職(職員の服務義務違反に対してその身分をその意に反して失わせること)の4種類があります。

訓告等は、懲戒処分には当たりませんが、当該義務違反等を放置しておくことが好ましくない影響を与えると認められるときに行われます。

処分事由(具体的な事由)	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 <地公法第29条第1項第1号>			1人			5人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 <地公法第29条第1項第2号>						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 <地公法第29条第1項第3号>						
計			1人			5人

8 職員の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可

営利企業等への従事は、次の①～④の項目に該当しないと認められる限りにおいて許可されています。

- ① 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合
- ② 職員が就いている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ③ 営利企業等の実質上の経営責任者となる場合
- ④ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがある場合

申請区分	許可件数
市内産品の販売促進に係る営利企業等従事許可について	1件(1人分)
建築士試験における試験の監理及び運営に係る営利企業等従事許可について	1件(5人分)
外国籍の方への日本語レッスンに係る営利企業等従事許可について	1件(1人分)
2025年農林業センサスに従事する市職員に係る営利企業等従事許可について	1件(3人分)

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法・条例及び規則に基づき、退職管理の適正化を図るための制度を設けています。

(1) 働きかけの禁止

営利企業等に再就職した本市退職者が、離職後2年間、現職の職員に対して、江別市と再就職先の間の契約や処分に関する事務で、離職前5年間の職務に属するもの及び課長職以上の職に就いていた間の職務に属するものについて、働きかけ（職務上の行為をするように、又はしないように要求、又は依頼すること）を禁止しています。

(2) 再就職情報の届出及び公表

退職管理の適正を確保するための措置として、課長職以上の職であった職員について、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合、任命権者への届出を義務化しています。

なお、届出のあった再就職の状況は、市ホームページ上で公表しています。

10 職員の研修の実施状況

(1) 職員研修の実施状況

(令和6年度)

研修区分	科目	参加人数
組織内集合研修	課題発見・問題解決力強化研修、政策形成（基礎）研修、政策法務研修、ハラスマント研修、接遇対応力向上研修 ほか	597人
委託研修	市町村アカデミー、北海道市町村職員研修センター派遣 ほか	141人
派遣研修	生活協同組合コーポさっぽろ ほか	5人

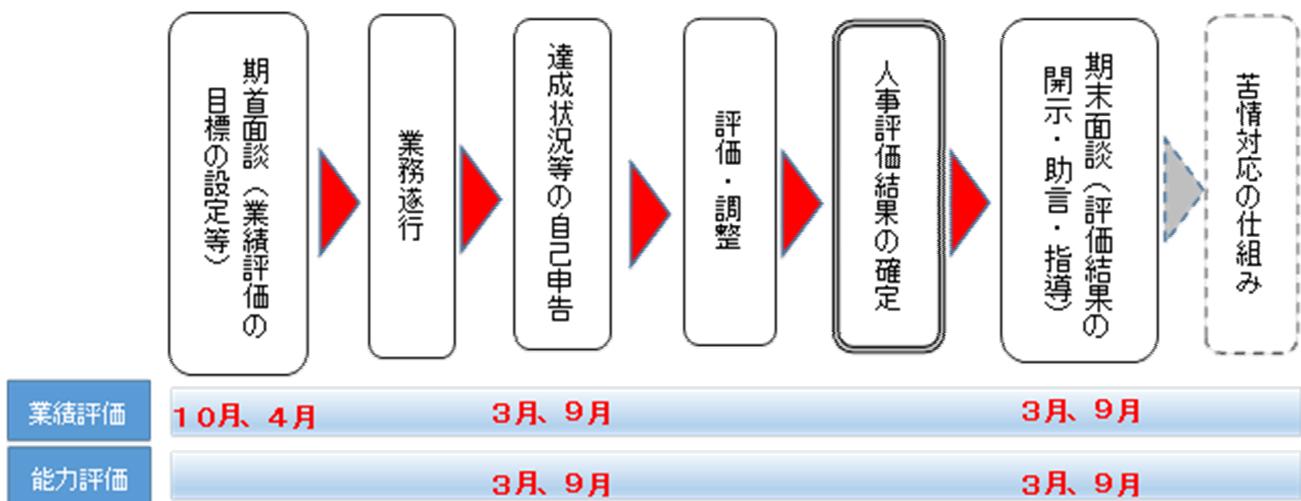
11 職員の人事評価の実施状況

(1) 人事評価の実施状況

平成28年度から地方公務員法に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握し評価することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材を育成することを目的に、人事評価制度を実施しています。

また、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、組織全体の士気高揚を促すことで、市民サービスの向上を目指しています。

【人事評価の流れ】



12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 労働安全衛生の取組状況

(令和6年度)

実施状況	内 容	対象者数・回数	参加者数
健康診断	総合、一般健診	881人	848人
健康に関する講演等	メンタルヘルスラインケアセミナーほか	計3回	計95人
その他の取組み	職場巡視	4回	

(2) 厚生福利制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市役所職員福利厚生会（会員数836人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。それらの事業は、職員からの会費（令和6年度12,789千円）と市補助金（同3,457千円、単価：4,100円）などにより運営されています。

(3) 育児休業制度（令和6年度）

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	25人	9人	34人
前年度新規取得者数	18人	9人	27人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～1年	1年超～1年6月	1年6月超～2年	2年超～3年
取得者数	19人	5人	6人	6人	6人
取得者全体に占める割合	45.2%	11.9%	14.3%	14.3%	14.3%

(4) 公務災害（令和6年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
通勤災害	0件	0件
公務災害	3件	1件
計	3件	1件

13 公営企業職員の状況

■水道・下水道事業会計

(1) 職員給与費の状況

(令和6年度)

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円 5,515,079	千円 197,946	千円 409,184	% 7.4	% 7.2

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当*	期末・勤勉手当	計(B)	
人 63	千円 249,326	千円 56,443	千円 103,415	千円 409,184	千円 6,495

* 退職手当を除く。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の一般会計職員と同じです。

区分	水道・下水道事業会計職員		一般会計職員	
支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和6年度 決算額	57,243千円	46,171千円	644,957千円	525,224千円
1人当たり 平均支給年額	894,423円	721,427円	865,713円	714,590円

② 退職手当の支給割合

支給割合は、一般会計職員と同じです。

③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給実績（令和 6 年度決算）		107 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		107,352 円	
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3%	1 人	3%

④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給実績（令和 6 年度決算）		283 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		40,394 円
職員全体に占める支給職員の割合（令和 6 年度決算）		11.1%
手当の種類（手当数）		3 種類
手当の名称	水道下水道業務手当(①浄水場及びその付属施設の設備若しくは機器の維持管理又は薬品の取扱業務に従事した職員。②浄化センター及びその付属施設の設備若しくは機器の維持管理又は汚水若しくは汚泥の処理・検査業務に従事した職員。) 災害応急作業等手当	

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（令和 6 年度決算）	20,068 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	378,648 円
支給実績（令和 5 年度決算）	16,368 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	297,597 円

※ 令和 6 年 4 月対象人数：53 人、令和 5 年 4 月対象人数：55 人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	内 容 及 び 支 給 単 價	国 の 制 度 と の 異 同	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支 給 対 象 職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)
扶養手当	※内容等は一般会計職員と同様です。		8,204 千円	248,596 円
住居手当			5,443 千円	286,452 円
通勤手当			4,639 千円	98,702 円
管理職手当			5,700 千円	570,042 円
管理職員 特別勤務手当			0 千円	0 円
寒冷地手当			6,326 千円	105,433 円

(3) 特別職の給料の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当 (令和6年度支給割合)	退職手当
水道事業管理者	618,000円	4.6月分(6月:2.25, 12月:2.35)	給料月額×在職年数× 2.618

※ 退職手当は、任期満了後に北海道市町村職員退職手当組合より支払います。

(4) 育児休業制度（令和6年度）

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	4人	0人	4人
前年度新規取得者数	4人	0人	4人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～ 1年	1年超～ 1年6月	1年6月超～ 2年	2年超～ 3年
取得者数	4人	0人	0人	0人	0人
取得者全体に占める割合	100%	0%	0%	0%	0%

(5) 公務災害（令和6年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
通勤災害	0件	0件
公務災害	0件	0件
計	0件	0件

■病院事業会計

(1) 職員給与費の状況

(令和6年度)

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	職員給与費率 (B/A)	前年度の 職員給与費率
千円 7,137,079	千円 △826,538	千円 2,676,453	% 37.5	% 37.8

職員数 (A)	職員給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当*	期末勤勉手当	計(B)	
人 343	千円 1,421,534	千円 650,596	千円 604,323	千円 2,676,453	千円 7,803

* 令和6年度病院事業会計決算値

* 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

* 退職手当を除く。

* 職員給与費には、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(2) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の状況

支給月数等は前掲の一般会計職員と同じです。

区分	病院事業会計職員		一般会計職員	
支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和6年度 決算額	334,561千円	269,762千円	644,957千円	525,224千円
1人当たり 平均支給年額	975,397円	786,478円	865,713円	714,590円

② 退職手当の支給割合

一般会計職員と同じです。

③ 地域手当

物価および民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給します。なお、支給割合は、一般会計職員と同様です。
(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	0千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0円

④ 特殊勤務手当

危険、不健康など特殊な勤務に従事する職員に支給します。

(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	315,266千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,033,659円
職員全体に占める支給職員の割合 (令和6年度決算)	90.2%
手当の種類（手当数）	18種類
代表的な手当の名称	医療業務手当（①正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は助産の業務に従事した職員。②精神科病棟において患者の看護に従事した看護職員。③放射線業務における、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった診療放射線技師、看護師、准看護師及び臨床工学技士。外）

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。

支給実績（令和6年度決算）	152,422千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	481,000円
支給実績（令和5年度決算）	115,977千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	400,000円

※ 令和6年度対象人数：317人、令和5年度対象人数：290人

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度

の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当

(令和7年4月1日現在)

手当の 名 称	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支 給 対 象 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額(令 和 6 年 度 決 算)
扶養手当				35,151千円	235,913円
住居手当				23,643千円	288,329円
通勤手当				18,705千円	84,257円
管理職手当				19,477千円	927,476円
管理職特勤手当				0千円	0円
夜間勤務手当				28,655千円	217,083円
寒冷地手当				30,103千円	89,592円
宿日直 手 当	宿日直を行った職員に1回当たり医師25,000円、薬剤師、放射線技師及び臨床検査技師7,800円を支給。	異なる	医師及び薬剤師の支給金額	7,084千円	262,370円

(3) 特別職の給料の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当 (令和6年度支給割合)	退職手当
病院事業管理者	1,034,000円	4.6月分(6月:2.25,12月:2.35)	給料月額×在職年数× 2.618

※ 退職手当は、任期満了後に北海道市町村職員退職手当組合より支払います。

(4) 厚生福利制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、江別市立病院院友会（会員数378人）を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。事業は、職員による会費（令和6年度9,019千円）と市補助金（同1,842千円、単価4,900円）などにより運営されています。

(5) 育児休業制度（令和6年度）

① 新規取得者数

	男	女	合計
前年度において子が出生した職員数	6人	9人	15人
前年度新規取得者数	3人	8人	11人

② 育児休業の期間別取得者数

取得期間	～6月	6月超～1年	1年超～1年6月	1年6月超～2年	2年超～3年
取得者数	3人	7人	1人	0人	0人
取得者全体に占める割合	27.3%	63.6%	9.1%	0%	0%

(5) 公務災害（令和6年度）

災害区分	認定件数	前年度認定件数
公務災害	3件	3件
通勤災害	1件	0件
計	4件	3件

14 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、公平、公正な行政を確保するため、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査するなど必要な措置を講ずるために設置された自治体の執行機関（行政委員会）のひとつです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度は、勤務条件に関する措置について要求がありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度は、不利益処分に係る審査請求がありませんでした。

(3) 苦情相談に関する処理の状況

令和6年度は、苦情相談に関する処理がありませんでした。